係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三　令第十六条の二第三項第三号に規定する事項　携帯品番号その他参考となるべき事項

四　令第十六条の二第三項第四号に規定する事項　搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の十一　法第十七条の二第二項（特殊船舶等の出港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2　法第十七条の二第三項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第二項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

（外国貿易機に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の十二　令第十六条の三第五項本文（外国貿易船舶等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一　令第十六条の三第三項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二　令第十六条の三第三項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

2　令第十六条の三第五項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。ただし、積荷に関する事項以外の報告については、この限りでない。

一　令第十六条の三第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文（入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合　当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

二　令第十六条の三第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する場合　その経過する時

三　令第十六条の三第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く。）を乗降させる場合　当該旅客又は乗組員を乗降させる時

四　令第十六条の三第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合　その経過する時

（特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の十三　令第十六条の四第三項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するものとして法第十八条の二第一項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した船舶について、次の各号に定める時とする。

一　令第十六条の四第一項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分を経過する時

二　令第十六条の四第一項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

2　令第十六条の四第五項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。ただし、積荷に関する事項以外の報告については、この限りでない。

一　令第十六条の四第一項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合　当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

二　令第十六条の四第一項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する場合　その経過する時

三　令第十六条の四第二項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く。）を乗降させる場合　当該旅客又は乗組員を乗降させる時

四　令第十六条の四第二項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合　その経過する時

（特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の十　令第十六条の三第三項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するものとして法第十八条の二第一項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した船舶について、次の各号に定める時とする。

一　令第十六条の三第一項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分を経過する時

［条を加える。］